

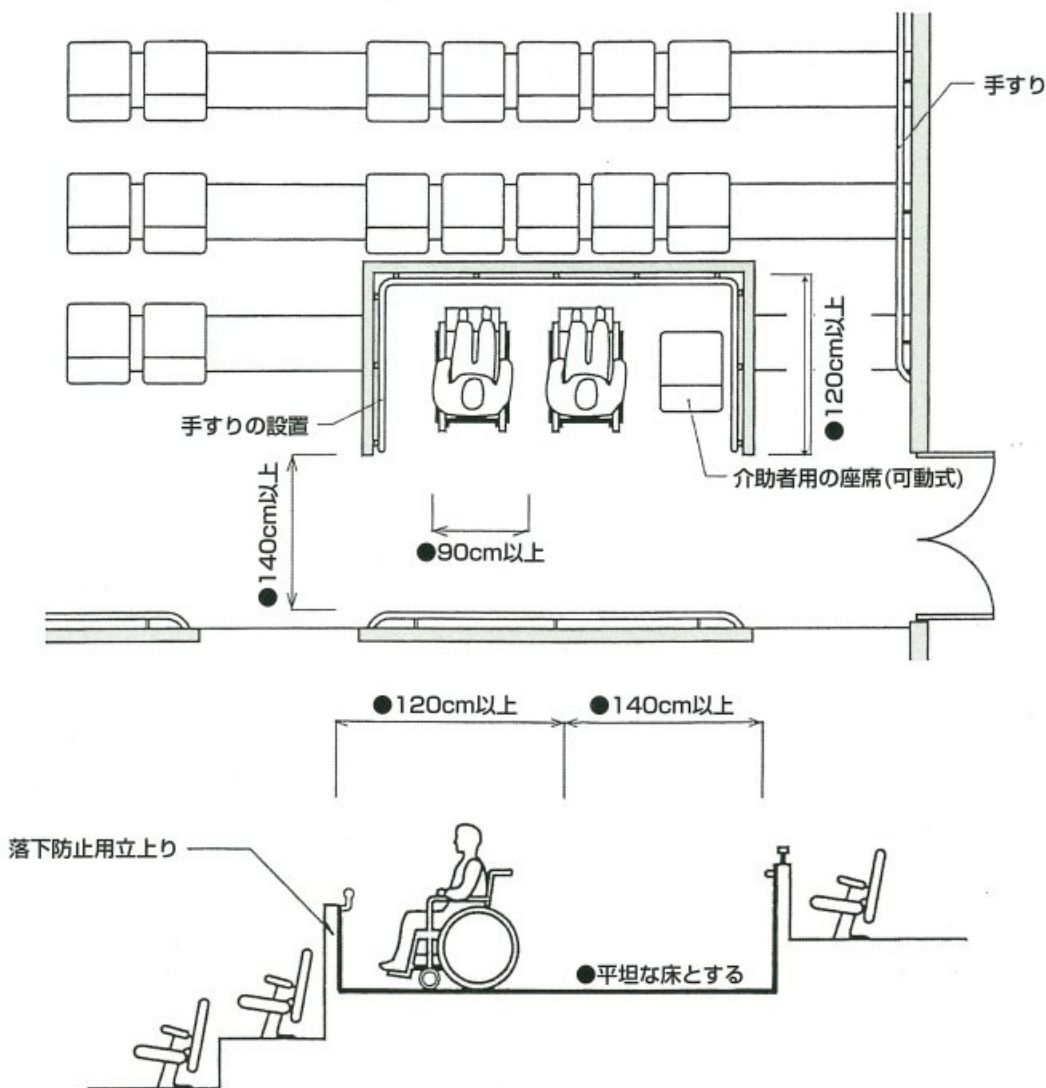
1.4 観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）（規則別表2 1 建築物の表13の項）

出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に車いす使用者が利用できる観覧スペースを確保する必要がある。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1) 車いす使用車用席の設置	(1) 劇場・観覧場・映画館等、集会場・公会堂等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上（観覧席等の総数が200を超える場合は、総数の1/100以上）を、車いす使用者用の区画（車いす使用者用席）とすること。ただし、構造上当該数とすることが著しく困難で、かつ、車いす使用者が円滑に観覧できる措置を講ずる場合を除く。		
(2) 車いす使用車用席の構造	(2) 車いす使用者用席は、次の構造とすること。 ア 床は水平とすること。 イ 幅は90cm以上、奥行きは120cm以上とすること。	車いす使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上がりやストッパーなどを設けることが望ましい。	奥行き120cmとは、電動車いすが収まる寸法である。
(3) 車いす使用車用席までの通路の構造 通路の幅 表面の仕上げ 階段等の制限 傾斜路の構造	(3) 観覧席等のある室の出入口（利用円滑化経路を構成するもの）から車いす使用者用席までの通路は、次の構造とすること。 ア 幅は、内のを140cm以上とすること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 階段又は段を設けないこと。 エ 傾斜路を設ける場合は、p86（「5 傾斜路」）の(1)カ及びキ、(2)イ及びウに定めるものとする。		幅140cmとは、車いすが方向転換できる寸法である。
(4) 聴覚障がい者への配慮	(4) (1)の施設に不特定多数の者が利用する観覧席等を設ける場合には、補聴装置を1以上設け、補聴装置が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。		聴覚障がい者が利用できる赤外線送受信装置、FM補聴器（無線式）、磁気ループ等の集団補聴装置を設ける。

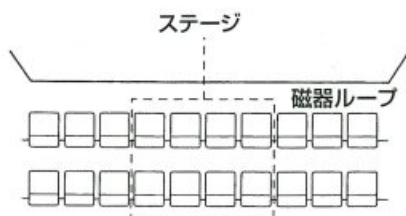
観覧室等の整備

観覧室等の整備例



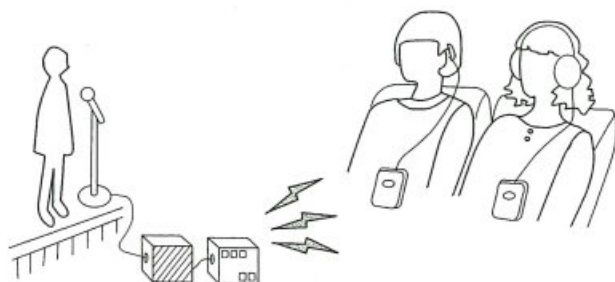
補聴設備

聴覚障がい者用磁気ループの例



磁気ループアンテナを床面に敷設（設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う）し、そのエリア内において、磁気ループから発生する電磁波を、聴覚障がい者が装着している補聴器の誘導コイルで受信させることにより、劇場・公会堂などの観覧席で会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを聞き取ることができる。

赤外線システムの例



対象エリアに赤外線送出機を設置し、聴覚障がい者が装着した受信機に信号を受信させることにより、会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを直接聞き取ることができる。専用受信機は、ヘッドホンまたは補聴器と組み合わせて使用することができる。

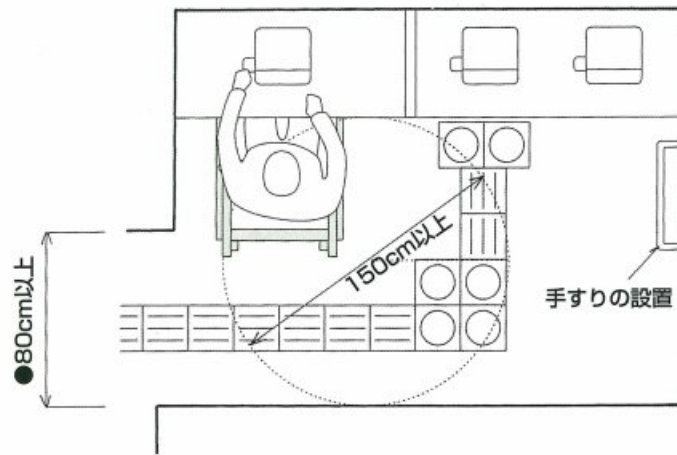
15 公衆電話（規則別表2 1 建築物の表14の項）

公衆電話を設置する場合は、車いす使用者等が円滑に利用できるように台の高さ、スペースに配慮するとともに、聴覚障がい者のための音量増幅装置付電話機や公衆ファクスを設けるなど、障がい者、高齢者等の利用に配慮する。

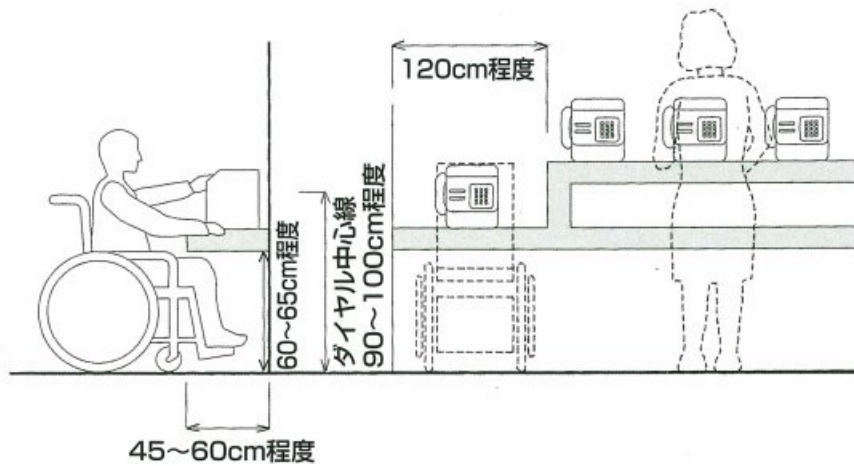
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
出入口幅の確保 戸の仕様 段差の解消 車いす使用者への配慮	公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。 ア 出入口を設ける場合には、幅は内のを80cm以上とすること。 イ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 出入口を設ける場合には、階段又は段を設けないこと。 エ 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。		内のを80cmは、車いすが通過できる寸法である。 車いす使用者が利用する電話台の高さは下端：60～65cm程度、上端：70cm程度、奥行き45cm程度とし、下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを設ける。 車いす使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように、受話器及び電話ダイヤル又はプッシュボタンの中心位置の高さを90～100cm程度とする。
聴覚障がい者、視覚障がい者への配慮 その他	オ 難聴者及び視覚障がい者が円滑に利用できる電話機を設けること。	・ 金銭投入口等は、点字表示が望ましい。 ・ つえ使用者などの利用を考慮し、身体を支える手すり又は壁面を電話台の両側に設置することが望ましい。	

■ 公衆電話所の整備

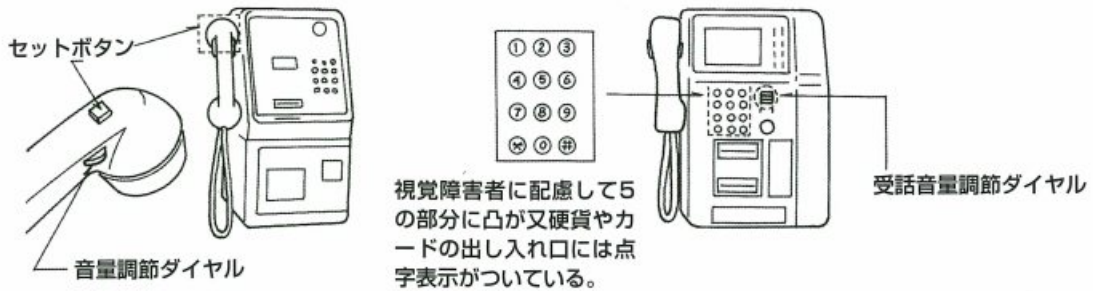
■ 電話台の設置例



■ 電話台等の基本寸法例



■ 電話の仕様例

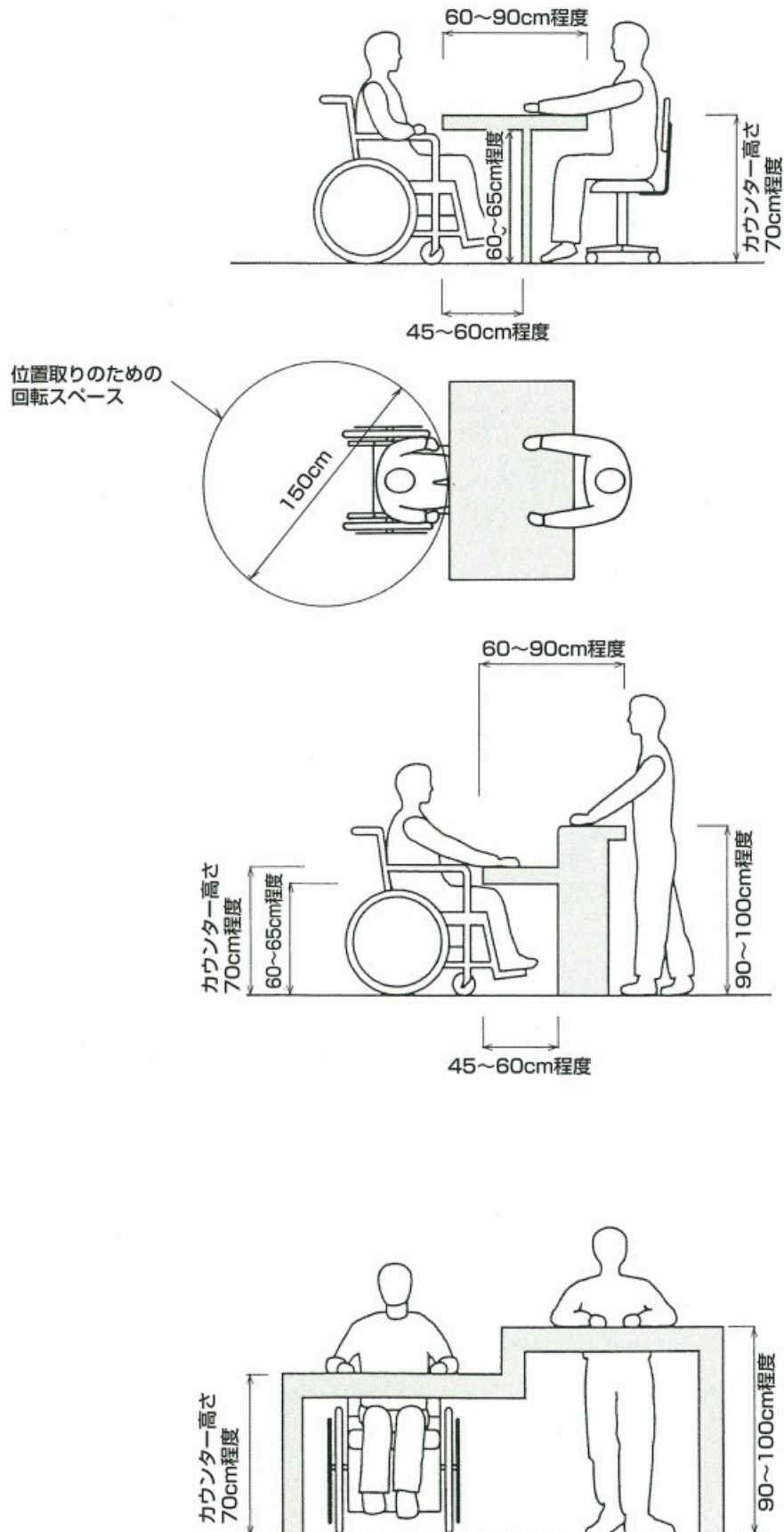


16 カウンター及び記載台（規則別表2 1 建築物の表15の項）

カウンター、記載台を設置する場合は、車いす使用者等が円滑に利用できるように高さ、下部の空間など、障がい者、高齢者等の利用に配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
カウンター等の構造	カウンター及び記載台を設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保する。	立位のカウンターは、身体を支えとなるように台を固定する。	<p>下端60～65cm程度、上端70cm程度、奥行き45cm程度とし、下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを設ける。</p> <p>車いす使用者が近接できるように、受付カウンター等の前面に車いす使用者が回転できるスペース（直径150cm程度）を確保する。</p>

■カウンター及び記載台の整備例



17 案内設備 (規則別表2 1 建築物の表16の項)

障がい者や高齢者が目的の場所に到達できるように、特性に応じた表示・誘導を適切に行う。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1) 案内設備の構造 障がい者、高齢者等への配慮	(1) 施設の案内を行う案内設備を設ける場合は、次の構造とする。 ア 高さ及び文字の大きさ等表示内容に配慮し、障がい者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。	・ 玄関付近には、見やすい位置に案内板を設置する。	車いす使用者に配慮し、案内表示板の高さは100～150cm程度とし、車いす使用者用便房や、車いす使用者用席の位置等の表示は「国際シンボルマーク」(p146参照)を併用するとともに、出入口付近の分かりやすい場所及び要所に設置する。 弱視者、高齢者等に配慮し、大きく太い書体や分かりやすいデザインとし、地板の色とのコントラストをつけるなど識別しやすいものとする。 必要に応じ触知図等を設ける。
視覚障がい者への配慮	イ 必要に応じ、点字表示又は音声案内等、視覚障がい者を案内する装置を設けること。	・ 宿泊施設の主な部屋の出入口には、廊下の手すり及び戸の取っ手側壁面の高さ140cm程度の位置に、室名などを点字で表示することが望ましい。	
案内記号	ウ 案内用図記号を使用する場合は、できる限り日本工業規格の標準案内用図記号を使用すること。		
設置位置	エ 敷地内の通路に設ける場合には、積雪等に配慮した高さとする。		
(2) 視覚障がい者、聴覚障がい者への配慮	(2) 利用者に対する呼出しを行う案内設備を設ける場合には、音声及び文字により呼出しを行うものとする。		

案内用図記号

JIS Z 8210 (2002) 案内用図記号

・情報コーナー



・エレベーター



・お手洗い



・エスカレーター



・車いすスロープ

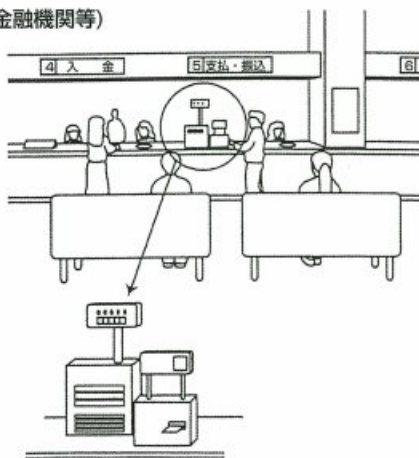


・乳幼児用設備

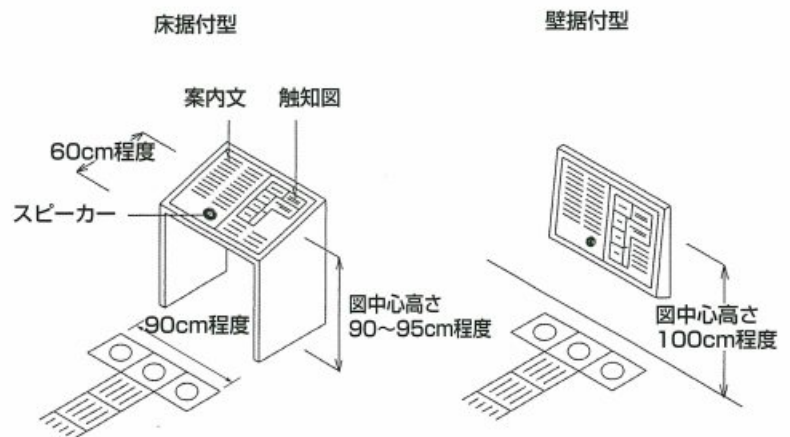


電光表示による呼出しカウンターの例

(金融機関等)



音声付き触知図案内板



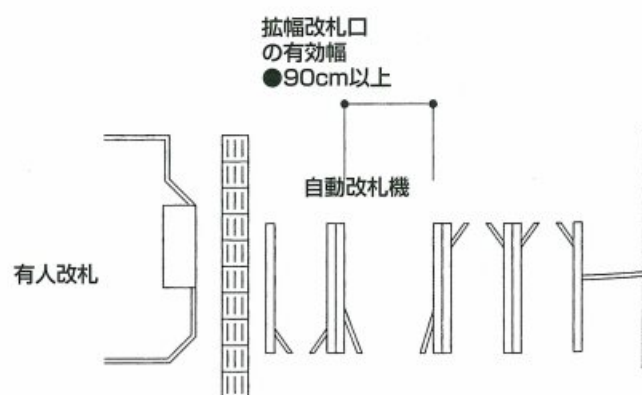
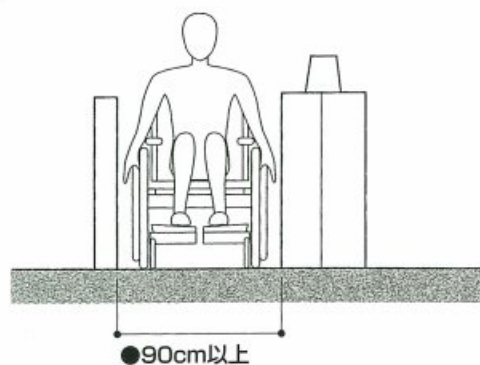
18 改札口及びレジ通路 (規則別表2 1 建築物の表17の項)

車いす使用者が支障なく通過でき、視覚障がい者が円滑に利用できる構造とする。

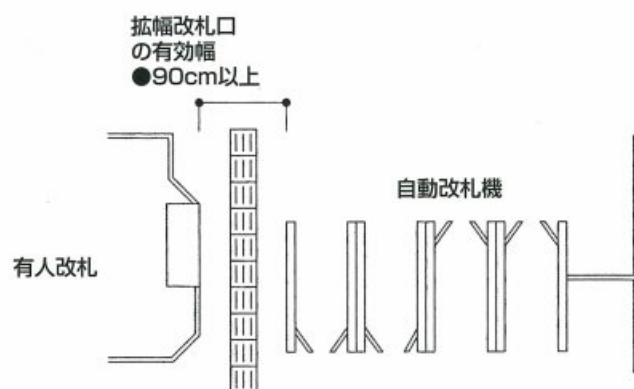
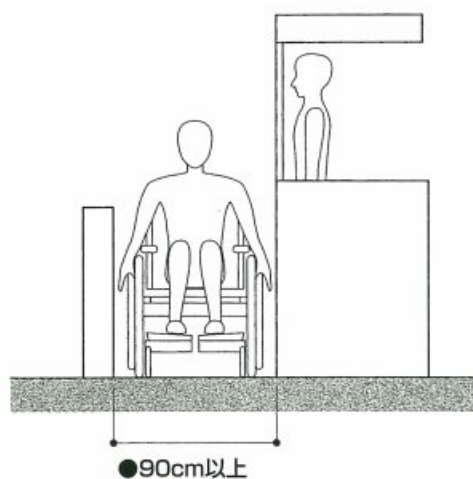
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
幅の確保 段差の解消 床面の仕上げ 視覚障害者誘導用ブ ロックの敷設	改札口及びレジ通路を設ける場合 には、そのうち1以上を次の構造とす る。 ア 幅は、内のりを90cm以上とす ること。 イ 段を設けないこと。 ウ 床面は、粗面とし、又は滑り にくい材料で仕上げること。 エ 必要に応じ、視覚障害者誘導 用ブロックを敷設すること。		内のり90cmとは、車いす が通過しやすい寸法である。

改札口等の整備

自動改札の例



有人改札の例



19 券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機 (以下「券売機等」という。) (規則別表2 1 建築物の表18の項)

車いす使用者や視覚障がい者等が円滑に利用できる構造とする。

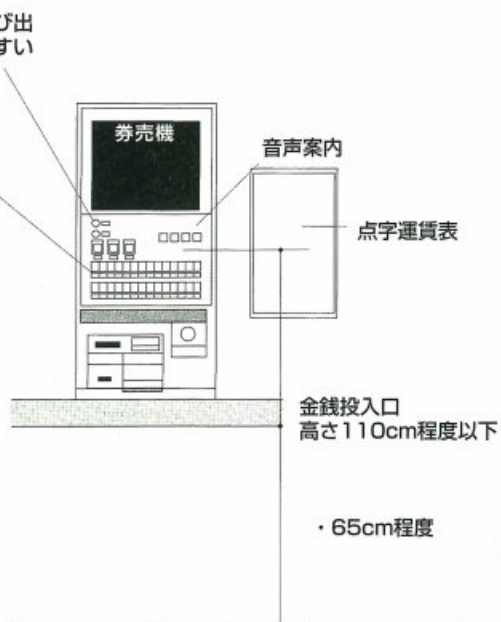
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1) 券売機等の構造 設置場所 車いす使用者への配慮 券売機等の操作	(1) 券売機等を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。 ア 障がい者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。 ウ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。	・ 金銭投入口は、高さ100～120cm程度とする。 ・ 視覚障がい者が利用しやすいように金銭投入口、運賃ボタン等を点字で表示し、音声案内装置を併設すると望ましい。 ・ 料金を点字表示する。 ・ 現金自動預入・支払機等の操作部は、視覚障がい者の利用に配慮し、タッチ式以外のものが望ましい。	点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との導線が交差しないようにする。 車いす使用者が利用する金銭投入口、運賃ボタン、キップ出入口等の高さは130cm以下とし、車いすが接近しやすいようにカウンター下部にスペースを設ける。
(2) 視覚障がい者への配慮	(2) 視覚障がい者が円滑に利用できる措置を講じた券売機等を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		視覚障害者誘導用ブロックと券売機カウンターの間隔は30cm程度とする。

券売機の参考例

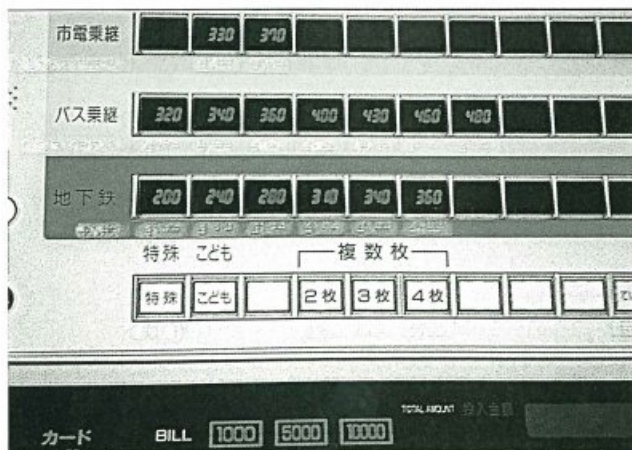
券売機の設置例

インターフォン、呼び出しボタンは利用しやすい位置に設置

点字表示

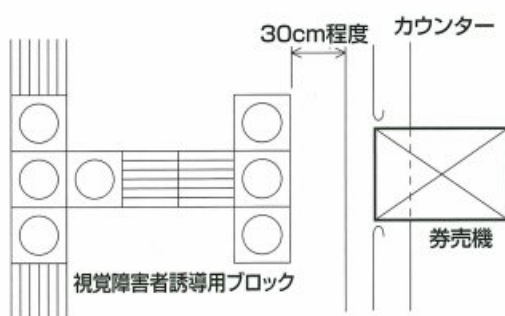


券売機



点字表示がなされている券売機の例
(地下鉄宮の沢駅)

券売機への誘導



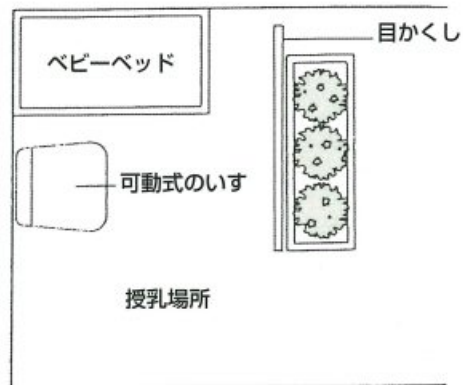
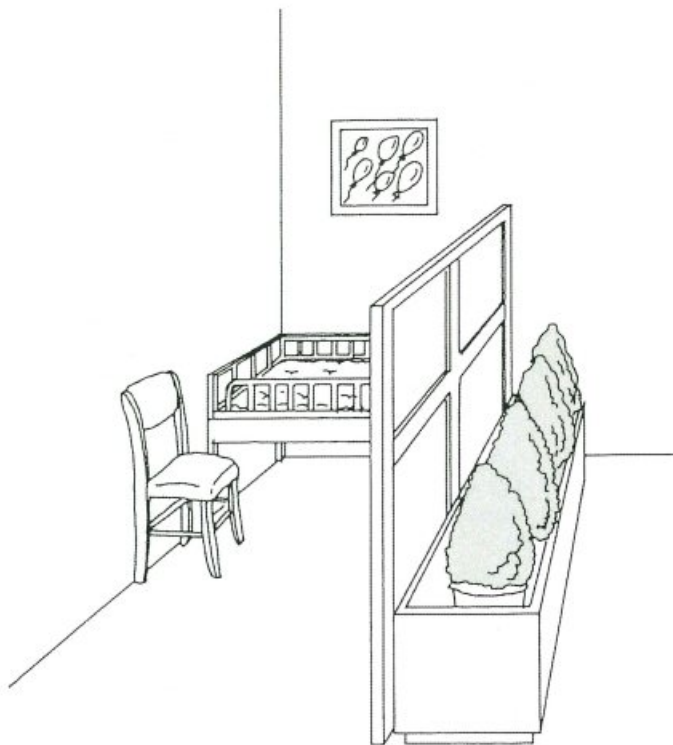
20 授乳及びおむつ替えの場所 (規則別表2 1 建築物の表19の項)

乳幼児連れの利用が多い施設には、授乳及びおむつ替えの場所の設置が望まれる。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
	<p>必要に応じて円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。この場合には、乳児用ベッド等を設けるとともに、その旨を見やすい方法により表示する。</p>	<p>・ おむつ替えの場所は、男女ともに利用できる場所に設置することが望ましい。</p>	<p>「必要に応じ」とは、乳児連れの利用が多い施設をいう。 授乳及びおむつ替えの場所には、廊下等からの視線の遮へいが必要である。 「乳児用ベッド等」とは、乳児用ベッド、いすのほか、手洗い、荷物棚、湯沸器、流し台である。</p>

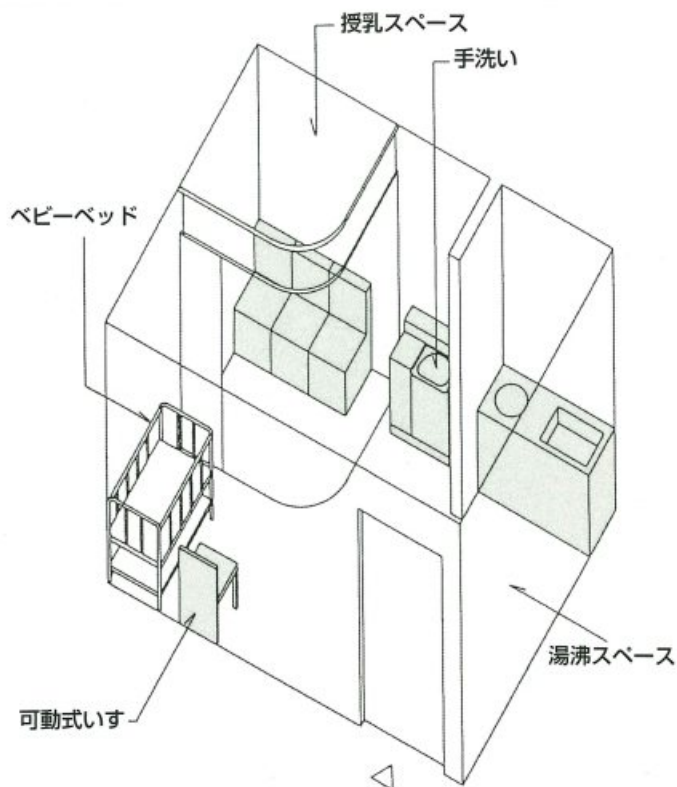
■ 授乳及びおむつ替え場所の整備

■ 授乳場所の整備例

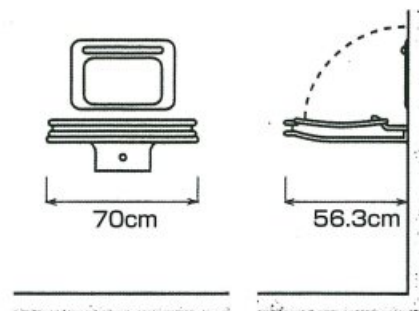


廊下のつきあたりなど施設の状況に応じて設置場所を検討する

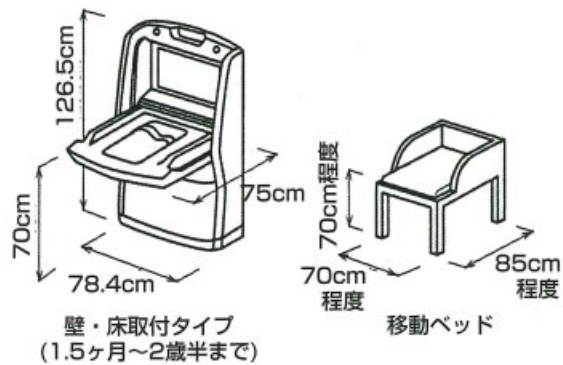
■ 授乳室の整備例



■ 授乳室設備の配置例



壁取付タイプ
(1ヶ月～2歳まで)



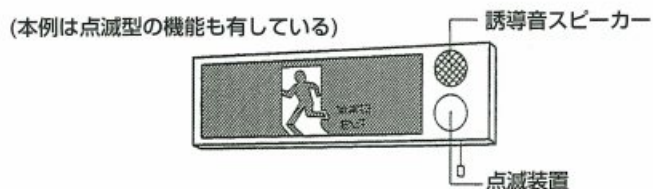
21 緊急避難施設

避難にかかわる設備については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は明確で最短の経路とすることが重要である。

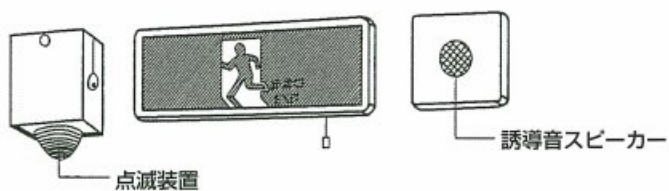
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
緊急避難施設の構造	宿泊施設（床面積の合計が3,000㎡未満のものを除く。）並びに老人ホーム・保育所等及び老人福祉センター・身体障害者福祉ホーム等に設ける緊急避難施設は、次の構造とする。		
非常警報装置	ア 非常警報装置は、光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとすること。 イ 一斉放送できる設備を設けること。		・ 事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設置する。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常口には段を設けない。 ・ 防火扉は開閉が容易なものとする。 ・ 避難路には点滅誘導灯と誘導音響装置が一体となった誘導灯を設置することが望ましい。 ・ 非常時における避難、誘導案内などの説明は、視覚障がい者に配慮して点字や音声などによる案内を備えつけることが望ましい。 	

緊急避難施設の整備

誘導音装置付誘導灯の例



既設誘導灯に追加取付する方法



非常口の例



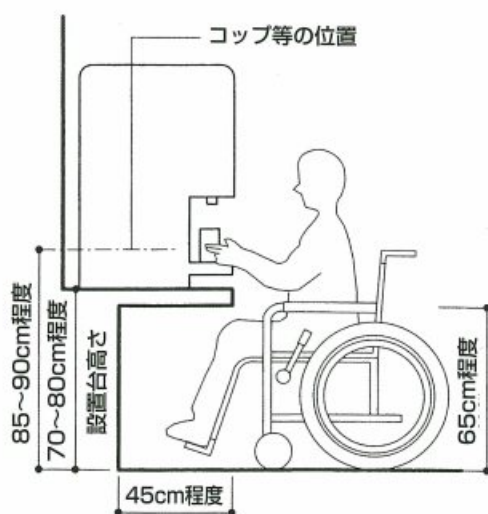
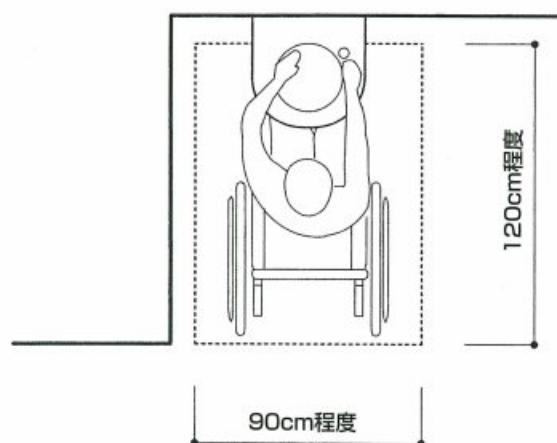
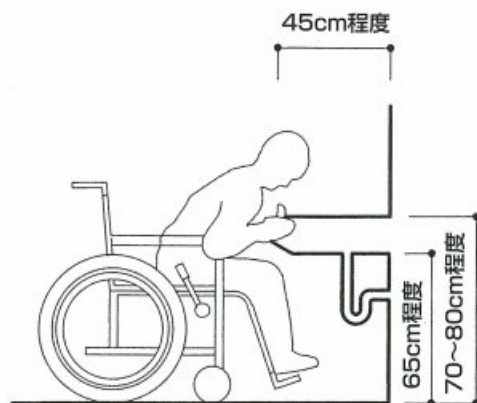
22 水飲み場（規則別表2 1 建築物の表21の項）

障がい者や高齢者等が円滑に接近し利用できるように、設置位置や構造に配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
21 水飲み場	水飲み場を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。		
設置の位置	ア 障がい者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右からでも左からでも接近しやすいことが望ましい。 ・ 高さ65cm程度、奥行き45～60cm程度のスペースを設ける。 	他の利用者との動線が交差しないようにする。
車いす利用者への配慮	イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。		
水栓器具	ウ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を設けること。		
床面の仕上げ	エ 床面は、粗面とし、又はぬれでも滑りにくい材料で仕上げること。		

■ 水飲み場の整備例

■ 水飲み器の例



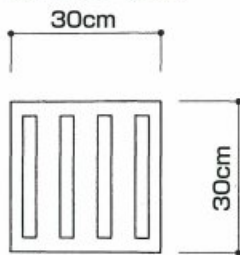
23 視覚障害者誘導用ブロック (規則別表2 1 建築物の表22の項)

視覚障がい者が容易に確認でき、安全かつ確実に到達できるように、連続して誘導を行う。

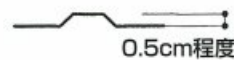
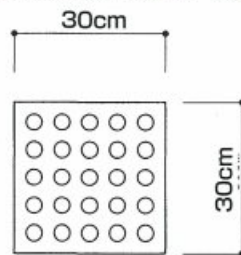
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
視覚障害者誘導用ブロックの構造	<p>視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、次の構造とする。</p> <p>ア 原則として日本工業規格に定める形状とすること。</p> <p>イ 色は、原則として黄色とし、周囲の部分との明度の差を大きくする等、容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、ぬれても滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 安全に配慮して、できる限り直線的に、かつ、連続的に敷設すること。</p> <p>オ 壁面又は床に突出物がある場合には、突出物から適切な距離を確保して敷設すること。</p>		<p>日本工業規格の概要は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 線状突起・・・移動方向を示すための突起。突起形状は棒状であり、その長手方向が移動方向を示す。 ・ 点状突起・・・注意を喚起する位置を示すための突起。突起形状は点状である。 ・ ハーフドーム型・・・点状及び線状の突起の表面が平面になっていること。 <p>黄色を原則とするのは、弱視者が識別しやすく、また、他の歩行者にも識別しやすいことによる。</p>

■ JIS (T 9251) による視覚障害者誘導用ブロックの形状

●線状ブロック (誘導)



●点状ブロック (警告・注意・喚起)



視覚障害者誘導用ブロックの標準的敷設例

